

2013.7

## CSR トピックス <2013 No.4>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2013 年 5 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

### ○日本取締役協会が「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」を発表

（参考情報：2013 年 5 月 7 日 日本取締役協会 HP）

日本取締役協会が 2013 年 5 月 7 日に『上場企業のコーポレート・ガバナンス調査（2013）』を発表した。

調査結果によると、東証 1 部上場企業 1,712 社のうち、「社外取締役」を選任している企業が 963 社（全体の 56.3%）、このうち一般株主と利益が相反する恐れのない「独立取締役」を選任している企業が 683 社（全体の 39.9%）といずれも前年比増となった。特に外国人株主比率の高い企業（30% 以上）では 73.7%が社外取締役を選任しており、そのうち 3 人以上選任している企業が 35.6%（⇔東証 1 部全体では 13.3%）となっている。



### Point!

本調査結果では、前年に引き続き、両取締役を選任している企業が増加しているとの結果となりました。その背景には、昨年公表された会社法改正要綱で、社外取締役の選任義務化は見送られたものの、同取締役を導入しない場合には「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示することが義務付けられる予定となったことや、海外の機関投資家などからの要請があるものと推察されます。

両取締役を選任する企業が増加する傾向にあるものの、全体として社外取締役選任企業は未だ半数強に留まるなど、依然低調です。しかし両取締役に期待されるといわれる経営全般への監視監督・提言機能の強化に対して、投資家をはじめとするステークホルダーや法令その他の要請はますます高まると想定されます。

企業においては自社におけるガバナンスのあり方を再確認するとともに、ステークホルダーに対し、その合理性について説明責任を果たせるようにすることが重要です。

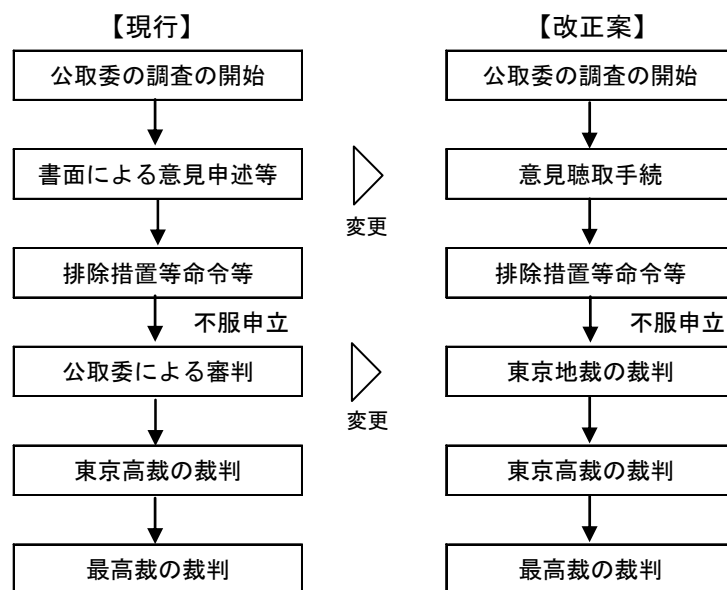
### ○独占禁止法の改正案が閣議決定される

（参考情報：2013 年 5 月 24 日 公正取引委員会 HP）

政府は 5 月 24 日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定を行い、審判制度（公正取引委員会から排除措置命令等を受けた企業が、当該処分について不服を訴える制度）の廃止等を含む案をまとめた。改正の概要は以下の通り。当該改正案は本年 6 月の通常国会に提出され、衆議院にて閉会中審査に付されている。

- (1) 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。
- (2) 裁判所における専門性の確保等を図る観点から、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。
- (3) 適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。
- (4) その他所要の改正を行う。

#### 【現行】と【改正案】の手続きのイメージ



#### Point!

現行では、公取委の排除措置命令等に対して不服申し立てがあった場合、公取委自身が当該行政処分の適否を審査した上で東京高裁に提訴できる仕組みとなっています。命令を下した公取委が申し立てに対する一次審査をすることは公平性・中立性を欠くとの意見があったことなどから、改正案では当該審判制度を廃止し、処分の不服申し立てがあった場合は東京地裁にて裁判を行うことなどが盛り込まれました。

本改正により、制度の公平性・中立性が一定確保されることが期待できる一方で、公取委の裁量処分に対する裁判所の審査基準の内容や事業者側の立証責任の程度によっては、必ずしも事業者側に有利になるものとはいえません。企業においては、経営トップによる独禁法遵守のコミットメントや、規程・マニュアルの策定と周知徹底、監査の実効性確保等、独禁法遵守のためのコンプライアンス態勢を整備すると同時に、有事に備えて公正な取引を証明するための手段を確保しておくことが重要です。

海外トピックス：2013 年 5 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介、コメントします。

### ○コカ・コーラ社が肥満問題解決に貢献するための取組を実施

(参考情報：2013 年 5 月 10 日付 同社プレスリリース)

コカ・コーラは健康と肥満対策を目的に、今後同社が事業を行う 200 カ国以上の国で以下の 4 つの取組を実施していくことを発表した。

- ① すべての市場で低カロリー飲料またはゼロカロリー飲料の選択肢を提供する。
- ② 栄養情報の透明性を確保し、すべてのパッケージの前面にカロリーを表示する。
- ③ 事業を行うすべての国で運動プログラムを支援することにより、運動を促す。
- ④ 全世界で 12 歳未満の子供向けの広告を中止する。

同社では、すでに 115 カ国以上の数百万人を対象に、活動的で健康的な生活に向けて、数百件のプログラムを支援している。本件はそれらの取組を整理・統合した上で、さらに多くの国や地域に活動範囲を拡大するものだという。



#### Point!

近年、肥満問題は全世界的な問題と認識され、先般の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）でも認識の共有がなされたばかりです(CSR トピックス 2012 年度第 12 号参照)。特に、これまで肥満問題と密接に関連する大手の食品メーカー、飲料メーカー等が、本問題に対して、どのような取組を実施していくか動向が注目されています。

今回の発表は、これまで同社が各地域で実施されてきた取組を整理し、全世界で展開していくものです。すでに同社では、肥満予防に向けて、少量サイズのカテゴリーの創設や新商品の開発や飲料のパッケージの前面にカロリーを表示するなどの取組がなされています。肥満問題解決に向けた同社の姿勢を示すことで、ステークホルダーからの信頼を獲得し、新たなビジネスチャンスにつなげていく取組といえます。

Q&A：CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



#### Question

2012 年に成立した著作権法改正では違法ダウンロードに対する罰則が強化されたと聞いています。具体的な影響や企業として留意すべき点を教えてください。

#### Answer

##### 1. 改正の背景

近年、インターネットの普及をはじめとするデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、デジタルコンテンツが物理的・技術的に容易に手に入れられるようになった一方で、本来対価を支払って購入すべき著作物（書籍、音楽、動画等）の違法利用や流通が常態化し、コンテンツ産業の健全な成長を阻害していることが指摘されていました。

## 2. 改正の概要

2012年6月20日に成立、2013年1月1日より施行された「著作権法の一部を改正する法律」の一部である「違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定」は、2012年10月1日に先行施行されました。これは、私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、自らその事実を知りながら行って著作権等を侵害する行為について罰則（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、またはこれの併科）を設ける等の規定を整備するものです。

新しい技術の開発・普及に迅速・適切に対応するとともに、いわゆる「知的財産戦略」の確立・推進など、国全体として著作物等の知的財産を重視していく動きを踏まえ、実施されたものといえます。

なお、本項目と同時に以下の改正も行われています。

- (1) いわゆる「写り込み」（付随対象著作物の利用）等に係る規定の整備
- (2) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
- (3) 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
- (4) 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

## 3. 企業における留意点

今回の改正を受けて、企業においても従業員による違法ダウンロードの防止のため、一層対策を強化することが求められます。万が一、社員が違法ダウンロードにより刑事罰等を受けた場合、勤務先企業が直接罰せられることはないものの、報道等による社会的批判が想定されます。

そのため、企業としては以下の対策を着実に講じることが求められます。

- (1) リスクの洗い出し

自社の業務において想定される著作権法違反事例を洗い出します。

- (2) 仕組み・ルール

自社で作成するパンフレットやチラシ、HP等を作成する際には、著作権侵害となっていないか、部門内でチェックを実施することをルール化することが必要です。判断に迷う際は、必ず法務部門へ確認することも必要です。

- (3) 周知徹底

法改正等の最新情報やそれによる影響を周知するのみならず、実際に自社において想定される著作権違反事例等、具体的場面に基づいて注意喚起を行い、違反した場合の個人および会社への影響等についても周知することが大切です。

今回の改正により、違法ダウンロードへの罰則が強化されていること、摘発が強化されていることなども周知しておく必要があります。

- (4) その他対策

そもそも違法ダウンロードができないように、予め業務に関連のないページにはアクセスできないようなシステムを構築することも有効であると言えます。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。  
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）  
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

#### <CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。  
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。  
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。  
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。  
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。  
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。  
⇒教育プログラム策定コンサルティング  
CSR社内研修用ビデオの製作

#### <内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。  
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。  
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング  
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。  
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。  
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング  
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。  
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013